質問回答別紙2 機械警備の業務水準等

1 業務水準

- (1) 火災、侵入、盗難及び損壊行為の防止、早期発見及びこれらによる被害の拡大防止
- (2) 異常確認時における関係機関への通報連絡
- (3) 警備機器の保守点検
- (4) 事故報告書の作成及び提出
- (5) 警備実施報告書の作成及び提出

2 警備時間

警備は、警備機器の作動開始時刻から作動解除時刻までとするが、基準時間を午後5時30分から翌日の午前8時30分までとする。

これにかかわらず、火災に係る警備については、終日行うものとする。

3 警備機器設置上の注意点

警備機器を設置する際には、次の点に注意する。

- (1) 主屋のみ警備を解除した状態で残りの建物を警備することができるよう、警備ブロックが設定できる警備機器を設置するものとする。
- (2) 建物に備え付けられた自動火災報知設備と警備機器とを連動させるものとする。
- (3)機械警備用配管設備を最大限活用し、露出配線を避けること。なお、露出配線が止むを得ない場合は、可能な限り目立たないように配慮するものとする。